

<令和6年度 山形県・埼玉県版>

福島県の特定健康診査 及び後期高齢者健康診査のお知らせ

東日本大震災により他地域に避難している市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度にご加入の方は、避難先でも「特定健診」「後期高齢者健診」を受けることができます。

1. 対象者

<特定健診の対象者>

市町村の国民健康保険に加入されている40歳以上の方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	担当課	電話番号
福島市	保健予防課	024-525-7680
相馬市	保険年金課	0244-37-2140
広野町	健康福祉課	0240-27-2113
檜葉町	保健福祉課	0240-23-6102
川内村	住民課	0240-38-2113
大熊町	住民課	0240-23-7143
葛尾村	住民生活課	0240-29-2112
飯舘村	住民課	0244-42-1619
伊達市	国保年金課	024-575-1198

<後期高齢者健診の対象者>

後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、避難元の市町村から住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	担当課	電話番号
相馬市	保険年金課	0244-37-2140
広野町	健康福祉課	0240-27-2113
檜葉町	保健福祉課	0240-23-6102
大熊町	住民課	0240-23-7143
葛尾村	住民生活課	0240-29-2112
飯舘村	健康福祉課	0244-42-1637
伊達市	国保年金課	024-575-1198

福島県後期高齢者医療広域連合 保健事業係：024-563-3308

2. 受診期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等

※詳細な健診項目(心電図、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査)は医師が必要と認めた時に行います。

※市町村で独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。

4. 受診の流れ

①避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。(電話連絡可)

②市町村の担当者が、受診できる健診等実施機関をお知らせいたします。

③必要な書類(受診券等)が市町村から届きます。

※実際の流れは市町村によって異なりますので、詳細は市町村窓口へお問い合わせのうえ、ご確認ください。

5. 受診時に持っていくもの

①受診券

②被保険者証、マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。)

※受診時等に必要なものは市町村によって異なりますので、詳細は市町村窓口へお問い合わせのうえ、ご確認ください。

6. 受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関にお問い合わせください。

お問い合わせとご相談は、避難元の市町村等へ

制度全般のお問い合わせはこちら
福島県国民健康保険課 電話番号：024-521-7203